

2022年2月15日



各 位

会 社 名 株 式 会 社 e n i s h
住 所 東京都港区六本木六丁目1番20号
代 表 者 名 代表取締役社長 安徳孝平
(コード番号: 3667)
問 い 合 せ 先 取締役執行役員管理本部長 高木和成
TEL. 03 (6447) 4020

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月15日開催の取締役会において、2022年3月23日開催予定の第13回定時株主総会に、「定款の一部変更の件」に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社の今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が、2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 後
第1条 (条文省略) (目的) 第2条 1. ~23. (条文省略) [新設]	第1条 (現行どおり) (目的) 第2条 1. ~23. (現行どおり) <u>24. 暗号資産及びブロックチェーンに関するプラットフォーム、アプリケーションの企画、開発、運営</u> <u>25. 暗号資産の企画、開発、発行及び管理</u> <u>26. 暗号資産に関するシステムの提供及びコンサルティング</u> <u>27. 資金決済に関する法律による前払式支払手段の企画、開発及び管理並びに資金移動に関する業務</u> 28. ~29. (現行どおり)
第3条~第14条 (条文省略) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	第3条~第14条 (現行どおり) [削除]
第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供	

<p style="text-align: center;"><u>したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">[新設]</p> <p>第16条～第45条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p>	<p style="text-align: center;"><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第45条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;"><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第15条(株主総会参考書類等の電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	---

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2022年3月23日(水曜日) 予定
定款変更の効力発生日 : 2022年3月23日(水曜日) 予定

以上